

## 平成31年度幼稚園・保育園利用申込み手続の留意事項

田子幼稚園、田子・上郷保育園等に入園するための手続の前にご確認ください。



### ① 1号（3歳以上）認定・・・教育を希望する方

田子幼稚園を利用するときは支給認定の申請と利用申込みが必要です。

ただし、進級の場合は不要となります。

### ② 2号（3歳以上）、3号（3歳未満）認定・・・保育が必要な方

田子・上郷保育園等の利用をするときには支給認定の申請と利用申込みが必要です。また、進級の場合は支給認定の申請は必要ありませんが利用申込みが必要です。ただし、保育を必要とする事由（求職活動・出産・病気・介護・育児休業等）によっては認定申請が必要な場合があります。

### ③ 広域入園・・・町外の認定こども園、幼稚園、保育園を希望する方

1号・2号・3号のそれぞれの支給認定の申請と利用申込みが必要です。

### ④ 支給認定の有効期間

基本的に1号・2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳になる前までです。

1号認定	2号認定	=	就学前まで
------	------	---	-------

3号認定は、満3歳到達時に2号認定に変更されます。（保護者の手続不要）

3号認定	=	3歳の誕生日の前々日まで
------	---	--------------

ただし、保育を必要とする事由（求職活動・出産・病気・介護・育児休業等）によっては有効期限が異なります。

## ⑤ 支給認定申請、保育施設利用申込みの手続

支給認定申請と保育施設利用申込みは、同時に手続ができます。

〔必要書類〕

- (1) 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書（変更）  
兼 保育利用（継続・転園）申込書【町指定様式】

……………児童1人にそれぞれ必要です。

- (2) 保育を必要とする事由を証明する書類

別紙「利用案内」2ページをよくご確認ください。

……………父母それぞれについて必要です。また、新規申込の場合、  
60歳未満の同居の祖父母等が居る場合にもそれぞれについて必要です。

- (3) 世帯の状況を証明する書類 ……………該当する方のみ

別紙「利用案内」3ページをよくご確認ください。 提出してください。

- (4) 利用者負担額（保育料）を決定するための書類

◇ **市町村民税額を証する書類**は、平成30年1月1日に保護者の住民登録が田子町にあり、**町で課税状況を確認できる方**（町が課税状況を確認することに同意する場合）は**不要です**。

ただし、**平成31年1月1日に保護者の住民登録が田子町にない保護者**については、**個人番号による情報連携に同意できる方は不要ですが**（町が課税状況を確認できるため）、**同意できない方は別紙「利用案内」3ページの4（4）**のそれぞれの書類が必要です。

町内外の幼稚園・保育園・認定こども園を希望する方

入園日は基本的に毎月1日ですが、状況により月途中でも入園できます。

○ 市町村によって必要書類が異なる場合があります。

平成31年度も町独自の保育料助成（3分の1軽減）を実施する予定ですが、決定後改めてご案内いたします。

また、3歳未満第3子に係る申請書についても同様に提出してください。

なお、利用者負担額（保育料）は、平成31年3月に決定する予定です。

**※保育料を滞納すると利用調整により入園できない場合があります。**

口座振替の新規・変更申込者については、町の金融機関の口座の登録が必要となりますので、指定申込書により手続きをしてください。

**【申込期間】**

平成30年11月1日（木）～11月30日（金）

※期限厳守でお願いいたします。

問い合わせ先：役場 住民課 子育て定住移住支援室  
23-0678（直通）

